



[トップページ](#) > [くらし・手続き](#) > [くらし・環境](#) > [ペット・動物](#) > 犬、猫の飼い主のみなさんマナーを守りましょう

犬、猫の飼い主のみなさんマナーを守りましょう

更新日：2024年1月29日

犬を飼うときのマナーとルール

飼い犬のふんは、放置せずに、必ず持ち帰って処理しましょう

放し飼いは、人にかみついたり、他人の庭や畑、公園を荒らしたりするなど、さまざまな人に迷惑をかけることがあるので、絶対にやめましょう

犬の散歩は、必ず引き綱（リード）をして、犬を制御できる人が一緒に散歩しましょう

飼い犬には、必ず首輪をして、登録鑑札と狂犬病の予防注射済票を付けて、飼い主が分かるようにしましょう

飼い犬のストレスは、無駄ほえの原因にもなります。適切な餌と適度な運動、愛情を持ったしつけなど、上手にコミュニケーションを取りましょう

猫を飼うときのマナーとルール

猫のふん尿で、人に迷惑がかからないようにしつけましょう

交通事故や伝染病の感染予防のためにも、室内で飼いましょう

野良猫に餌を与えると、多くの猫が集まり、ふん尿や鳴き声、爪跡などで、近所の人迷惑します。無責任に餌を与えるのはやめましょう。

市では、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねご無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。「さくらねご無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねごTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねご」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。



PDFファイルをご覧いただくには、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。

このページに関する問い合わせ先

環境部 環境課

場所：市役所西館2階

電話番号：

環境政策係：0940-36-1421

資源廃棄物係：0940-36-9092

ファクス番号：0940-36-0270

メールで問い合わせ